

川口市監査告示第 2 1 号

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 1 日

川口市監査委員	澤野 高雄
同	金井 洋
同	青山 聖子
同	関 由紀夫

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は川口市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 監査の対象

川口都市開発株式会社

(2) 選定理由

出資目的に沿った事業運営等が適正かつ効率的に行われるため、違法、不正な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 令和5年1月4日～令和5年1月30日

4 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

5 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 決算諸表等	繰越利益剰余金における内部留保は適切か
(2) 契約事務	支出内容は適切か
(3) 資産の管理・運用	現金・預金の管理は適切か

6 監査の実施内容

(1) 監査の対象期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日

(2) 監査の実施期間

令和7年5月1日～令和7年5月30日

(3) 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により
試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係者から事務の執行状況について説明
を聴取した。

【主な監査項目】

ア 事業運営等

- (ア) 定款・経理規程等の整備
- (イ) 株主総会・取締役会の開催状況
- (ウ) 決算諸表等の作成

イ 会計経理事務

- (ア) 駐車場使用料等の収入事務
- (イ) 駐車場管理費等の支出事務

ウ 契約事務

- (ア) 駐車場、駐輪場利用料金回収等業務等の委託契約
- (イ) パーキング117ISPシステム機器更新等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 資産の管理・運用

(イ) 固定資産の管理

(ウ) 備品の管理

オ 事業の執行状況

(ア) 駐車場・駐輪場の整備、経営

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

第3 意見

1 会計経理事務について

修繕費において、一者随意契約とした理由を明確に記載されたい。

2 契約事務について

委託契約及び賃貸借契約において、随意契約とした理由を明確に記載されたい。